

○国見町奨学資金貸与条例

(昭和 37 年 3 月 23 日条例第 7 号)

改正 昭和 45 年 3 月 18 日条例第 5 号 昭和 49 年 3 月 16 日条例第 5 号
昭和 52 年 3 月 18 日条例第 10 号 昭和 55 年 12 月 20 日条例第 16 号
昭和 60 年 3 月 8 日条例第 4 号 平成 2 年 4 月 1 日条例第 16 号
平成 11 年 9 月 17 日条例第 13 号 平成 26 年 3 月 28 日条例第 6 号

(この条例の目的)

第 1 条 この条例は、国見町出身の生徒又は学生であつて能力があるにもかかわらず、**経済的理由により修学困難と認められる者に対して奨学資金を貸与し、もつて教育の機会均等をはかり、健全な社会の発展に資することを目的**とする。

(貸与を受け得る者の資格)

第 2 条 奨学資金は、次の各号にかかげる要件を備える者に貸与する。

- (1) 本町に保護者ととともに引き続き 1 年以上の住居を有すること。
- (2) 高等学校以上の教育を受ける者で品行が正しく学術に秀れ、身体強健であること。

(3) 経済的理由により修学困難と認められること。

(奨学資金の種類及び金額)

第 3 条 奨学資金の種類及び金額は次のとおりとし、本人の希望及び家庭の事情を調査し、第 7 条の審査会の意見をきいて教育委員会が決定する。

(1) 修学資金

- ア 大学在学者 月額 20,000 円以内
- イ 高等学校在学者 月額 10,000 円以内
- ウ 高等専門学校在学者 月額 15,000 円以内

(2) 入学支度資金

- ア 大学入学者 250,000 円以内
- イ 高等学校入学者 150,000 円以内

第 4 条 前条の財源は、国見町奨学基金及びその他の収入をもつてこれに充てる。

(貸付の期間)

第 5 条 奨学資金のうち、修学資金を貸与する期間は、奨学資金の貸与を受ける者(以下「奨学生」という。)の在学する学校の正規の修業期間とする。

(出願手続)

第 6 条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、奨学生願書、奨学生推せん調書を在学
学校長を経て、国見町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

- 2 奨学生願書には、連帯保証人 2 人が連署しなければならない。
- 3 連帯保証人は、奨学金の返還の責を負い得る独立の生計を営む者(内 1 人は貸与を受けようとする者の親族)でなければならない。

(奨学生の決定)

第 7 条 奨学生は、教育委員会が国見町奨学資金貸付審査会(以下「審査会」という。)にはかつてこれを決定し、在学学校長を経て本人に通知する。

- 2 審査会の権限、組織及び運営については、別に定める。

(奨学資金の交付)

第8条 修学資金は、毎月10日(当日休日のときはその前日)にその月分を交付する。

2 入学支度資金は入学の許可又は合格の通知があったのち、ただちに全額を交付する。
(奨学資金の休止)

第9条 奨学資金の貸与をうける奨学生が休学したときは、休学の翌月から復学の前月までの間、奨学金の貸与を休止する。

(奨学資金の停止又は廃止)

第10条 修学資金の貸与をうける奨学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、奨学資金の貸与を停止又は廃止する。

- (1) 傷痍疾病などのために卒業の見込みがないとき。
- (2) 学業成績又は操行が不良となったとき。
- (3) 奨学資金を必要としない事由が生じたとき。
- (4) 休学、転学の事由が適当でないとき。
- (5) その他修学資金の貸与をうける奨学生として適当でないとき。

(奨学資金の返還)

第11条 修学資金の貸与をうけた奨学生は、卒業の月の6カ月後からその貸与金額を月賦又は年賦で10年以内に返還しなければならない。ただし、事情によりその全額又は一部を一時に返還することができる。

2 前項の月賦の金額は、1,000円を下ってはならない。

3 奨学生が次の各号の一に該当したときは、その月の6カ月後から前2項に準じて奨学資金を返還しなければならない。

- (1) 貸与期間の満了
- (2) 退学
- (3) 奨学資金の辞退
- (4) 奨学資金の廃止

4 入学支度金の貸与を受けた奨学生は、その貸与額を入学した年度から正規の修学期間内に月賦又は年賦で返還しなければならない。ただし、事情によりその全額又は一部を一時に返還することができる。

5 奨学資金は無利子とする。

(借用証書)

第12条 修学資金の貸与を受けた奨学生が卒業し、又は前条第3項の一に該当したとき並びに入学支度資金の貸与を受ける奨学生がその交付を受けたときは、連帯保証人と連署して奨学資金借用証書を教育委員会に提出しなければならない。

(返還の猶予)

第13条 修学資金の貸与を受けた奨学生であった者が、さらに上級学校で修学資金の貸与を受けた奨学生となったときは、その在学期間奨学資金の返還を猶予する。

2 災害、疾病、その他正当の事由のため奨学資金の返還が困難と認められるときは、願出により相当の期間その返還を猶予することができる。

(返還の免除)

第14条 奨学生又は奨学生であった者が死亡したときは、連帯保証人又はその遺族からの願出によりその全部又は一部の返還を免除することができる。

(その他)

第 15 条 この条例に定めるものを除くほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 37 年 3 月中学校卒業の者から適用する。

附 則(昭和 45 年 3 月 18 日条例第 5 号)

この条例は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 49 年 3 月 16 日条例第 5 号)

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 52 年 3 月 18 日条例第 10 号)

この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年 12 月 20 日条例第 16 号)

この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 3 月 8 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 2 年 4 月 1 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 9 月 17 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。